

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業長池地区（三谷工区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年6月10日から同月30日まで縦覧に供する。

平成23年6月3日

香川県知事 浜 田 恵 造